

第 27 号

令和 2 年度山梨県一般会計予算

令和 2 年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 457,684,788 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	91,813,452
	1 県民税	33,326,400
	2 事業税	21,784,650
	3 地方消費税	13,563,400
	4 不動産取得税	1,856,800
	5 県たばこ税	902,100
	6 ゴルフ場利用税	705,850
	7 軽油引取税	7,208,650
	8 自動車税	12,423,450
	9 鉱区税	250
	10 固定資産税	2
	11 狩猟税	12,050

	12 旧法による税	29,850
2 地方消費税清算金		37,154,385
	1 地方消費税清算金	37,154,385
3 地方譲与税		14,760,256
	1 特別法人事業 譲与税	13,210,000
	2 地方揮発油譲与税	1,331,000
	3 石油ガス譲与税	71,000
	4 自動車重量譲与税	86,000
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	62,255
4 地方特例交付金		483,000
	1 地方特例交付金	483,000
5 地方交付税		131,399,000
	1 地方交付税	131,399,000

6 交通安全対策 特別交付金		271,000
	1 交通安全対策 特別交付金	271,000
7 分担金及び負担金		1,905,330
	1 負担金	1,905,330
8 使用料及び手数料		7,605,059
	1 使用料	6,022,115
	2 手数料	1,582,944
9 国庫支出金		53,433,335
	1 国庫負担金	19,064,478
	2 国庫補助金	33,249,441
	3 国庫委託金	1,119,416
10 財産収入		575,555
	1 財産運用収入	348,501
	2 財産売払収入	227,054

11 寄 附 金		180,064
	1 寄 附 金	180,064
12 繰 入 金		17,514,179
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,045,672
	2 基 金 繰 入 金	16,468,507
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		44,569,172
	1 延滞金、加算金及び 過 料 等	142,679
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入	28,260
	3 貸付金等償還金	38,719,777
	4 受託事業収入	1,604,877
	5 収益事業収入	2,146,318
	6 利子割精算金収入	1

	7 雑 入	1,927,260
15 県 債		56,021,000
	1 県 債	56,021,000
歳 入 合 計		457,684,788

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,010,412
	1 議 会 費	1,010,412
2 総 務 費		31,685,491
	1 総 務 管 理 費	12,937,890
	2 企 画 費	9,553,272
	3 徴 税 費	3,739,533
	4 市 町 村 振 興 費	1,945,234
	5 選 挙 費	12,747
	6 防 災 費	2,552,991
	7 統 計 調 査 費	655,392
	8 人 事 委 員 会 費	126,758
	9 監 査 委 員 費	161,674

3 民 生 費		57,287,448
	1 社 会 福 祉 費	41,837,473
	2 児 童 福 祉 費	14,267,725
	3 生 活 保 護 費	1,053,366
	4 災 害 救 助 費	128,884
4 衛 生 費		16,846,477
	1 公 衆 衛 生 費	3,974,517
	2 環 境 衛 生 費	2,691,359
	3 保 健 所 費	1,039,404
	4 医 薬 費	9,141,197
5 劳 働 費		1,700,741
	1 劳 政 費	163,061
	2 職 業 訓 練 費	1,271,997
	3 劳 働 力 对 策 費	182,345

	4 労働委員会費	83,338
6 農林水産業費		24,245,539
	1 農業水産業費	4,487,305
	2 畜産業費	1,285,398
	3 農地費	8,864,987
	4 林業費	9,607,849
7 商工費		25,743,403
	1 商工費	25,007,419
	2 観光費	735,984
8 土木費		71,648,239
	1 土木管理費	2,840,613
	2 道路橋りょう費	36,237,401
	3 河川砂防費	15,168,005
	4 都市計画費	8,103,086

	5 住 宅 費	9,299,134
9 警 察 費		23,759,692
	1 警 察 管 理 費	21,247,535
	2 警 察 活 動 費	2,512,157
10 教 育 費		90,350,659
	1 教 育 總 務 費	16,380,839
	2 小 学 校 費	24,784,359
	3 中 学 校 費	14,959,801
	4 高 等 学 校 費	16,949,783
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,061,080
	6 社 会 教 育 費	2,638,511
	7 保 健 体 育 費	693,236
	8 大 学 費	1,184,211
	9 私 学 振 興 費	5,698,839

11 災 害 復 旧 費		3,866,193
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	844,451
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,021,742
12 公 債 費		75,375,657
	1 公 債 費	75,375,657
13 諸 支 出 金		34,124,837
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	7,407
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金	50
	3 土 地 開 発 基 金 積 立 金	2,125
	4 公 共 施 設 整 備 等 事 業 基 金 積 立 金	13,823
	5 諸 費	34,101,432
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歲 出 合 計		457,684,788

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 商工費	1 商工費	産業技術センター 高度技術開発棟 移設事業費	2,004,735	令和2年度	161,937
				令和3年度	1,691,492
				令和4年度	151,306

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	令和2年度から 令和3年度まで	6,689,530千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額
新税務システムの改修について委託契約を締結すること。	令和2年度から 令和3年度まで	22,110 千円
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	令和2年度から 令和3年度まで	9,097 千円
統合宛名システムの設定変更等について委託契約を締結すること。	令和3年度	1,216 千円
令和2年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結すること。	令和3年度から 令和7年度まで	420,000 千円
令和2年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結すること。	令和3年度から 令和5年度まで	23,100 千円
令和2年度に看護職員修学資金について貸付けを決定すること。	令和3年度から 令和5年度まで	120,564 千円

<p>令和2年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>令和2年度から令和3年度まで</p>	<p>473,220千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>山梨県信用保証協会が、令和2年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>令和2年度から令和19年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>
<p>県内中小企業者の新技術、新製品の研究開発事業（やまなしイノベーション創出事業）に対し助成すること。</p>	<p>令和2年度から令和3年度まで</p>	<p style="text-align: right;">40,000 千円</p>

令和2年度にもものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定すること。	令和2年度から令和12年度まで	49,296 千円
令和2年度に緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結すること。	令和3年度から令和4年度まで	60,093 千円
令和2年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和2年度から令和12年度まで	260,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
令和2年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和22年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
令和2年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。	令和3年度から令和12年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
令和2年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和17年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
令和2年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和12年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内

令和2年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から 令和27年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
令和2年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から 令和17年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
令和2年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から 令和17年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.22%以内
令和2年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から 令和27年度まで	融資限度額 260,000千円の利率年 0.2%以内
令和2年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和2年度から 令和11年度まで	6,999,177千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
一般国道140号道路改良工事1工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	400,000 千円
一般国道140号道路改良工事2工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	300,000 千円
一般国道140号道路改良工事3工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	300,000 千円
一般国道411号道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円

一般国道411号道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和3年度	90,000 千円
一般国道139号道路改良工事1工区（大月市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	300,000 千円
一般国道139号道路改良工事2工区（大月市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般国道139号道路改良工事（北都留郡小菅村）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般国道411号道路改良工事1工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	300,000 千円
一般国道411号道路改良工事2工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般国道411号道路改良工事3工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000 千円
一般国道411号道路改良工事4工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	400,000 千円
一般国道411号道路改良工事5工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	300,000 千円

一般国道411号舗装工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円
一般国道413号道路改良工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般国道411号道路改良工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
主要地方道市川三郷富士川線道路改良工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円
主要地方道上野原丹波山線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円

主要地方道河口湖精進線道路改良工事 1 工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	70,000 千円
主要地方道河口湖精進線道路改良工事 2 工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	70,000 千円
主要地方道韮崎増富線江草大渡トンネル（仮称）新設工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	700,000 千円
主要地方道四日市場上野原線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	50,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事 3 工区（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	800,000 千円
一般県道天神平甲府線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	100,000 千円
一般県道中下条甲府線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	100,000 千円

一般県道塩山停車場大菩薩嶺線道路改良工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000 千円
一般県道休息山梨線道路改良工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般県道市之蔵山梨線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000 千円
一般県道桐原藤野線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般県道大野夏狩線道路改良工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一般国道140号本線橋上部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	1,200,000 千円
一般国道140号落合2号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	400,000 千円
一般国道140号落合6号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	500,000 千円

一般国道140号濁川・平等川橋（仮称）上部工事（甲府市、笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	1,700,000 千円
一般国道140号東油川高架橋（仮称）下部工事2工区（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	700,000 千円
一般国道411号一之瀬高橋1号橋（仮称）下部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	300,000 千円
一般国道413号子ッ沢橋（仮称）下部工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円
主要地方道市川三郷富士川線富士橋下部工事1工区（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円
主要地方道市川三郷富士川線富士橋下部工事2工区（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	450,000 千円
主要地方道市川三郷富士川線富士橋上部工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和5年度まで	3,500,000 千円

主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ橋下部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
主要地方道四日市場上野原線新寺下橋下部工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般県道梁川猿橋線太田2号橋（仮称）下部工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般県道梁川猿橋線太田2号橋（仮称）上部工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000 千円
一般県道高畑谷村停車場線院辺橋撤去工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般県道富士吉田西桂線笹子橋撤去工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
一般国道139号電線共同溝工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円

一般国道358号右左口トンネル照明設備設置工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
主要地方道甲府韮崎線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
主要地方道都留道志線歩道新設工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事1工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事2工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
一般県道富士河口湖富士線電線共同溝工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
一般国道139号深城橋補修工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	180,000 千円
一般国道140号鶏冠山大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円

一般国道140号西沢大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
主要地方道甲府韮崎線千松橋補修工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
主要地方道富士川身延線御座岩3号栈道橋補修工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線小桐橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線八幡沢川橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	30,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線御勅使上橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線豊積橋補修工事（中央市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円

主要地方道茅野北杜葦崎線重久1号橋補修工事（葦崎市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
主要地方道茅野北杜葦崎線重久2号橋補修工事（葦崎市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
主要地方道葦崎増富線駒井橋補修工事（葦崎市、北杜市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
主要地方道甲府山梨線舞鶴棧道橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	120,000 千円
主要地方道上野原あきる野線鏡渡橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
主要地方道上野原あきる野線桐原大橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	200,000 千円
主要地方道四日市場上野原線与繩橋補修工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円

主要地方道四日市場上野原線落合橋補修工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
主要地方道四日市場上野原線板崎橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一般県道中下条甲府線金竹跨線橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	120,000 千円
一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000 千円
一般県道石和温泉停車場線鶴飼橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	75,000 千円
一般県道桑西下真木線小佐野橋補修工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般県道金山大月線昭和橋補修工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
一般県道須玉中田線桐木橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円

一般県道富士河口湖富士線河口湖大橋補修工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
一級河川芦川基幹河川改修工事1工区（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川芦川基幹河川改修工事2工区（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川芦川基幹河川改修工事3工区（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事1工区（中央市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	130,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事2工区（中央市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	130,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事3工区（中央市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	130,000 千円

一級河川鎌田川基幹河川改修工事4工区(中央市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	130,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事5工区(中央市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	130,000 千円
一級河川渋川基幹河川改修工事1工区(笛吹市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川渋川基幹河川改修工事2工区(笛吹市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	5,000 千円
一級河川平等川基幹河川改修工事(笛吹市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川八糸川改修工事(南アルプス市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
一級河川浅利川改修工事(中央市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一級河川間門川排水機場整備工事1工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円

一級河川間門川排水機場整備工事2工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円
一級河川間門川排水機場整備工事3工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円
一級河川古川改修工事1工区(韮崎市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
一級河川古川改修工事2工区(韮崎市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	10,000 千円
一級河川鎌田川改修工事1工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一級河川鎌田川改修工事2工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一級河川鎌田川改修工事3工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一級河川流川改修工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川貢川改修工事(甲斐市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円

一級河川湯川改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川寺川改修工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川新名庄川改修工事（南都留郡忍野村）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川五明川排水機場補修工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
富士川水系谷津川通常砂防工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
富士川水系豎沢川通常砂防工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事1工区（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円

富士川水系御勅使川通常砂防工事 2 工区（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	60,000 千円
富士川水系大和川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	50,000 千円
富士川水系堰野川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	50,000 千円
富士川水系漆川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	50,000 千円
富士川水系市之瀬川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	40,000 千円
富士川水系桐の木沢通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	50,000 千円
富士川水系天川通常砂防工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	80,000 千円
富士川水系戸倉川通常砂防工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	70,000 千円

富士川水系狐川通常砂防工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
富士川水系天狗沢通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
富士川水系中の入沢通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事1工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事2工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
富士川水系雨河内川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
富士川水系大津賀沢通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
富士川水系下天神沢川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円

富士川水系湯沢川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
富士川水系中沢川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
富士川水系身延川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
富士川水系鯨野川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
富士川水系南俣川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
富士川水系国見沢通常砂防工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
相模川水系幕沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円

相模川水系糠蒔沢通常砂防工事（都留市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
相模川水系小沢川通常砂防工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
相模川水系滝の沢川通常砂防工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
相模川水系藤沢川通常砂防工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	90,000 千円
相模川水系テントウ沢通常砂防工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
相模川水系下川通常砂防工事（上野原市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
相模川水系平久住沢通常砂防工事（南都留郡道志村） について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
相模川水系倉見下沢通常砂防工事（南都留郡西桂町） について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
富士川水系芦沢川火山砂防工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円

富士川水系不動沢火山砂防工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
富士川水系増富沢火山砂防工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
富士川水系菅口沢火山砂防工事（甲斐市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
富士川水系朝沢火山砂防工事（南都留郡山 中湖村）について請負契約を締結するこ と。	令和3年度	50,000 千円
押手沢地区急傾斜地崩壊対策工事（山梨 市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
若林地区急傾斜地崩壊対策工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	30,000 千円
七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎 市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事（甲斐市） について請負契約を締結すること。	令和3年度	30,000 千円

松留地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	20,000 千円
奥平地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	20,000 千円
横道地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
久保地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
小田船原地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
西根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
東根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円

都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事 1 工区（甲府市）について物件移転補償契約を締結すること。	令和 3 年度	90,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事 2 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	150,000 千円
都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	60,000 千円
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道路改良工事（甲府市）について物件移転補償契約を締結すること。	令和 3 年度	240,000 千円
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	84,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	150,000 千円
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 1 工区（甲斐市）について請負契約を締結すること。	令和 3 年度	150,000 千円

都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 2工区（甲斐市）について請負契約を締結 すること。	令和3年度	150,000 千円
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良 工事（甲府市）について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和3年度	30,000 千円
小瀬スポーツ公園陸上競技場改修工事（甲 府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	48,000 千円
小瀬スポーツ公園球技場改修工事（甲府 市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	48,000 千円
小瀬スポーツ公園武道館照明設備改修工事 （甲府市）について請負契約を締結するこ と。	令和3年度	102,000 千円
小瀬スポーツ公園アイスアリーナ照明設備 改修工事（甲府市）について請負契約を締 結すること。	令和3年度	42,000 千円
富士北麓公園体育館内外壁改修工事（富士 吉田市）について請負契約を締結するこ と。	令和3年度	60,000 千円

富士北麓公園体育館昇降設備改修工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	42,000 千円
県営住宅貢川団地改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	465,000 千円
県営住宅貢川団地改修工事（甲府市）の監理業務について委託契約を締結すること。	令和3年度	11,900 千円
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）の設計業務について委託契約を締結すること。	令和3年度	56,500 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	令和3年度	2,337 千円

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,838,000	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	1,817,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	8,479,000	同上	同上	同上
河川砂防費	3,693,000	同上	同上	同上
都市計画費	1,277,000	同上	同上	同上
住宅費	412,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	7,764,000	同上	同上	同上

災 害 復 旧 費	1,286,000	同	上	同	上	同	上
山梨県立大学整備費	15,000	同	上	同	上	同	上
公共施設等長寿命化等 事業費	2,167,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線整備費	1,197,000	同	上	同	上	同	上
緊急消防援助隊 車両資機材等整備費	2,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸付金	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	42,000	同	上	同	上	同	上
障害児（者）施設 整備費	16,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,997,000	同	上	同	上	同	上
愛宕山こどもの国整備費	10,000	同	上	同	上	同	上
ハヶ岳牧場整備費	83,000	同	上	同	上	同	上
総合農業技術センター 整備費	41,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	2,127,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	386,000	同	上	同	上	同	上

河川等整備事業費	3,298,000	同	上	同	上	同	上
アスベスト含有施設管理費	196,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	655,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備費	34,000	同	上	同	上	同	上
県立文学館改修費	30,000	同	上	同	上	同	上
駐在所等整備費	58,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	1,314,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舎整備費	6,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	227,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	15,550,000	同	上	同	上	同	上
計	56,021,000						

第 28 号

令和 2 年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

令和 2 年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,954,302 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 28 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,972,953
	1 使用料	1,972,953
3 県支出金		1,730,329
	1 県補助金	1,730,329
4 財産収入		2,642,633
	1 財産運用収入	2,305,309
	2 財産売払収入	337,324
5 寄附金		6,001
	1 寄附金	6,001
6 繰越金		373,396

	1 繰越金	373,396
7 諸収入		3,528
	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過料	1
	3 雑収入	2,967
8 県債		1,220,462
	1 県債	1,220,462
歳入合計		7,954,302

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		938,274
	1 管 理 費	938,274
2 事 業 費		3,359,205
	1 事 業 費	3,359,205
3 交 付 金		2,059,316
	1 交 付 金	2,059,316
4 公 債 費		1,286,507
	1 公 債 費	1,286,507
5 繰 出 金		310,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	310,000
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000

歲 出 合 計	7,954,302
---------	-----------

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	593,000	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道災害復旧費	48,000	同上	同上	同上
借換債	579,462	同上	同上	同上
計	1,220,462			

第 29 号

令和 2 年度山梨県災害救助基金特別会計予算

令和 2 年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 257,622 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 29 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		74,097
	1 国庫負担金	74,097
2 財産収入		52
	1 財産運用収入	52
3 繰入金		102,473
	1 繰入金	102,473
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	257,622

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		257,622
	1 災 害 救 助 費	257,622
歳 出 合 計		257,622

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

第 30 号

令和 2 年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 2 年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 166,807 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 30 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,220
	1 繰入金	1,220
2 繰越金		109,653
	1 繰越金	109,653
3 諸収入		55,934
	1 貸付金元利収入	55,928
	2 雑収入	6
歳入合計		166,807

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費		113,351
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	113,351
2 公 債 費		34,281
	1 公 債 費	34,281
3 繰 出 金		19,175
	1 一 般 会 計 繰 出 金	19,175
歳 出	合 計	166,807

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	令和3年度から 令和7年度まで	83,124 千円

第 31 号

令和 2 年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

令和 2 年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,476,891 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		546,685
	1 繰越金	546,685
2 諸収入		1,280,206
	1 貸付金償還金	1,280,204
	2 雑入	2
3 県債		650,000
	1 県債	650,000
歳入合計		2,476,891

歲 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化 資金貸付金		2,476,891
	1 中小企業近代化 資金貸付金	2,476,891
歲 出 合 計		2,476,891

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、令和2年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>令和2年度から令和12年度まで</p>	<p>借入元本500,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）</p>

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金貸付金	650,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融 資条件による。
計	650,000			

第 32 号

令和 2 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

令和 2 年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,000,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		800,000
	1 繰入金	800,000
2 繰越金		49,800
	1 繰越金	49,800
3 諸収入		1,150,558
	1 貸付金元利収入	1,150,558
歳入	合計	2,000,358

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,000,358
	1 資 金 貸 付 金	2,000,358
歳 出 合 計		2,000,358

第 33 号

令和 2 年度山梨県県税証紙特別会計予算

令和 2 年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 982,554 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		982,553
	1 県税証紙収入	982,553
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		982,554

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		982,554
	1 一 般 会 計 繰 出 金	982,554
歳 出 合 計		982,554

第 34 号

令和 2 年度山梨県集中管理特別会計予算

令和 2 年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 103,753,913 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		51,607
	1 使用料	51,607
2 繰入金		58,131
	1 繰入金	58,131
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		103,644,174
	1 振替収入	103,644,174
歳入合計		103,753,913

歳 出

款	項	金 額
1 自動車管理費		35,709
	1 自動車管理費	35,709
2 給与管理費		103,623,992
	1 給与管理費	103,623,992
3 通信管理費		72,520
	1 通信管理費	72,520
4 車両燃料管理費		21,692
	1 車両燃料管理費	21,692
歳 出	合 計	103,753,913

第 35 号

令和 2 年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 2 年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,842 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 35 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,566
	1 繰入金	1,566
2 繰越金		53,931
	1 繰越金	53,931
3 諸収入		28,595
	1 貸付金償還金	28,593
	2 雑入	2
4 県債		5,750
	1 県債	5,750
歳入合計		89,842

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金貸付金		72,590
	1 資金貸付金	72,590
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		17,252
	1 資金貸付金	17,252
歳 出 合 計		89,842

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化 推進資金貸付金	5,750	普通貸借	1.0%以内	独立行政法人農林漁業信用基金の定める融資条件による。
計	5,750			

第 36 号

令和 2 年度山梨県公債管理特別会計予算

令和 2 年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 135,806,830 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 36 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		124,687
	1 財産運用収入	124,687
2 繰入金		82,239,313
	1 一般会計繰入金	75,355,657
	2 基金繰入金	6,883,656
3 県債		53,442,830
	1 県債	53,442,830
歳入合計		135,806,830

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		135,682,143
	1 公 債 費	135,682,143
2 諸 支 出 金		124,687
	1 県債管理基金積立金	124,687
歳 出 合 計		135,806,830

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	53,442,830	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	53,442,830			

第 37 号

令和 2 年度山梨県国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 78,028,034 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		50,648,630
	1 負担金	50,648,630
2 国庫支出金		22,203,277
	1 国庫負担金	15,906,821
	2 国庫補助金	6,296,456
3 財産収入		152
	1 財産運用収入	152
4 繰入金		5,092,582
	1 一般会計繰入金	4,992,582
	2 基金繰入金	100,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1

6 諸 収 入		83,392
	1 貸 付 金 償 還 金	83,392
歳 入	合 計	78,028,034

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		43,992
	1 総 務 管 理 費	43,527
	2 国民健康保険運営 協 議 会 費	465
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		62,217,687
	1 保険給付費等交付金	62,217,687
3 介 護 納 付 金		4,437,900
	1 介 護 納 付 金	4,437,900
4 前 期 高 齡 者 納 付 金		14,574
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金	14,574
5 後 期 高 齡 者 支 援 金		11,139,095
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金	11,139,095
6 病 床 転 換 支 援 金		66

	1 病床轉換支援金	66
7 共同事業拠出金		75,312
	1 共同事業拠出金	75,312
8 保健事業費		15,864
	1 保健事業費	15,864
9 諸支出金		83,544
	1 国民健康保険財政安定化基金積立金	83,544
歳 出	合 計	78,028,034

第 38 号

令和 2 年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 491,725,500 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益	6,240,154 千円
第 1 項 営業収益	4,963,247 千円
第 2 項 財務収益	9,865 千円
第 3 項 事業外収益	1,267,012 千円
第 4 項 特別利益	30 千円

支 出

第 1 款 電気事業費用	5,785,975 千円
第 1 項 営業費用	4,466,963 千円
第 2 項 財務費用	10,185 千円
第 3 項 事業外費用	1,303,797 千円

第4項 特別損失 30 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,496,738 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 194,767 千円、減債積立金 153,994 千円、建設改良積立金 502,203 千円、中小水力発電開発改良積立金 815,000 千円、地域文化振興等積立金 769,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 3,061,774 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 44,660 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 34,650 千円

第3項 国庫補助金 10,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 5,541,398 千円

第1項 水力発電所建設費 491,000 千円

第2項 小水力発電所建設費 22,000 千円

第3項 水力発電設備改良費 1,623,293 千円

第4項 業務設備改良費 13,657 千円

第5項 事業外設備改良費 97,900 千円

第6項 水力発電地点等開発調査費 46,024 千円

第7項	水力発電設備改良調査費	13,530 千円
第8項	企業債償還金	153,994 千円
第9項	投資有価証券	2,400,000 千円
第10項	出資金	180,000 千円
第11項	繰出金	500,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	下釜口発電所 リプレイス事業	109,878 千円	令和2年度	
				令和3年度	2,200 千円
				令和4年度	107,678 千円
		塩川発電所 改修事業	162,128 千円	令和2年度	
				令和3年度	162,128 千円
				令和4年度	
1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	下釜口発電所 リプレイス事業	473,000 千円	令和2年度	
				令和3年度	12,100 千円
				令和4年度	460,900 千円

		塩川発電所 改修事業	135,300 千円	令和2年度	
				令和3年度	135,300 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,078,651 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,112,528 千円と定める。

第 39 号

令和 2 年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数 | 488 口 |
| (2) 年間総給湯量 | 717,000 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 1,964 立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	142,213 千円
第 1 項 営業収益	135,975 千円
第 2 項 営業外収益	6,228 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	148,303 千円
第 1 項 営業費用	139,607 千円
第 2 項 営業外費用	7,356 千円

第 39 号

第3項 特別損失 340 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 33,430 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 540 千円、建設改良積立金 27,500 千円及び過年度分損益勘定留保資金 5,390 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 33,440 千円

第1項 温泉事業設備改良費 33,440 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 44,356 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,452 千円と定める。

第 40 号

令和 2 年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 232,800 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 地域振興事業収益	140,492 千円
第 1 項 営 業 収 益	140,400 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	82 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円

支 出

第 1 款 地域振興事業費用	139,574 千円
第 1 項 営 業 費 用	130,337 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	8,227 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 61,063 千円は、過年度分損益勘定留保資金 38,046 千円及び当年度分損益勘定留保資金 23,017 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	61,073 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	25,422 千円
第2項 他会計借入金償還金	34,651 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

第 41 号

令和 2 年度山梨県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	48,451,000 m ³
(2) 1 日平均処理水量	132,742 m ³
(3) 流域関連市町村数	19 市町村
(4) 建設改良費	1,698,318 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	9,168,920 千円
第 1 項 営業収益	3,634,501 千円
第 2 項 営業外収益	5,534,419 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	9,175,538 千円
第 1 項 営業費用	8,951,021 千円
第 2 項 営業外費用	214,413 千円

第3項 特別損失	9,104 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,256,139 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,256,139 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,727,958 千円
第1項 企業債	373,640 千円
第2項 国庫補助金	882,000 千円
第3項 市町村負担金	402,607 千円
第4項 他会計補助金	69,711 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,984,097 千円
第1項 建設改良費	1,698,318 千円
第2項 企業債償還金	1,285,779 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ105,812 千円及び 469,072 千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター管理本館耐震工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	230,000 千円
富士北麓流域下水道建設事業に係る河口湖第2中継ポンプ場設備更新工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター放流口ゲート設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	72,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川清流センター水処理設備更新工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	180,000 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	344,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
企業債償還金	29,640千円	同上	同上	同上
計	373,640千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 188,742 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,764,010 千円である。